

議員提出議案第15号

同性間の婚姻に関する議論を深めることを求める意見書

上記の議案を提出します。

令和5年7月7日

中野区議会議長 酒井 たくや 殿

提出者	中野区議会議員	石坂	わたる
		斉藤	けいた
		井関	源二
		市川	しんたろう
		加藤	たくま
		立石	りお
		小林	ぜんいち
		小宮山	たかし
		ひやま	隆
		久保	りか
		むとう	有子
		浦野	さとみ
		中村	延子
		森	たかゆき

同性間の婚姻に関する議論を深めることを求める意見書

政府は同性間の婚姻について、「憲法24条において想定していない」とし、「現時点では検討していないため、憲法に適合するか否かの検討も行っていない」という見解を表明しています。

現状では、中野区をはじめ、わが国には地域を問わず、すでに数多くの同性のカップルが人生を共にし、結婚に相当する生活を営んでいます。

しかし、現在、日本国内において同性の婚姻はできません。

また、同性の婚姻制度がないことは、異性カップルのみが正当だという認識につながり、多くの性的少数者に、自分もひとしく社会で認められ尊重される存在だと思ふことをより難しくさせているとの指摘もあります。

例えば、同性カップルにおいて、共に築いた財産の相続も、他人と同じ扱いとなってしまうています。共に子ども（一方の実子等）を育てている同性カップルも存在し、大阪や愛知では同性カップルで養育里親となる人がいたり、中野区でも同性カップルが養育里親としての登録が可能となったりしていますが、法的にその子の「両親」になることはできません。

さらに、結婚した後、伴侶の同意のもとで性別適合手術を受けた人もいますが、「同性の婚姻という状態を避けるため」との理由から、婚姻を解消しなければ戸籍上の性別変更が許されず、見た目や性自認（性同一性）と異なる性別で生活を余儀なくされている人がいます。

これらは中野区を含む地方自治体に広がる「パートナーシップ制度」では解決することができません。

性的少数者に対する理解がなかった憲法制定時、同性の婚姻は想定されていませんでした。しかし現在では、日本に住んでいる人口の68.4%の人は既にパートナーシップ制度のある自治体に住み、G7の6か国は同性の婚姻制度等があります。性的少数者への理解や配慮を政府が積極的に呼びかけ、岸田首相も「性的指向、性自認を理由とする不当な差別、偏見はあってはならない。多様性が尊重され、すべての人々がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きと生きることができる社会を目指していかなければならない。」と述べています。社会的理解も進むもとの、同性カップルに何らの法的保障を与えていないことについて違憲ないしは違憲状態とする地方裁判所レベルでの複数の判決が出たり、同性カップルに「不貞行為の慰謝料請求」を認定する同性カップルに事実婚の異性カップルと同様の責任を求める最高裁判所の判決が出たりしています。

こうした中で、同性間の婚姻と、それに関連する様々な民事法についての法整備を望む声があります。

既に2023年6月16日にLGBT理解増進法が国会で成立し、法成立を踏まえ厚生労働省など国から自治体への様々な通知も出され、今後は民事法・刑

事法に関する様々な議論も進むものと思われます。そして、全ての国民が、相互に人格と多様な個性を尊重し合い共生する、豊かで活力ある社会の実現が望まれています。

同性間の婚姻についても「検討していない」から「議論する」へと進むことを求める声があります。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、同性間の婚姻に関する議論を深めることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

法務大臣

中野区議会議長名